

健康保険法が改正されます

1、高額療養費の自己負担限度額の変更について

所得区分が現在の3段階から5段階に細分化されるため、平成27年1月1日から高額療養費の自己負担限度額が変更になります。

なお、当組合では付加給付により最終的な自己負担額は3万円(千円未満の端数あり)となり、法改正による影響はありません。

高額療養費の自己負担限度額【70歳未満】

改正前(現在)

所得区分	自己負担限度額
【A】上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% ＜ 多数該当 : 83,400円 ＞
【B】一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ＜ 多数該当 : 44,400円 ＞
【C】低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ＜ 多数該当 : 24,600円 ＞

改正後(平成27年1月1日以降)

所得区分	自己負担限度額
【ア】標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ＜ 多数該当 : 140,100円 ＞
【イ】標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ＜ 多数該当 : 93,000円 ＞
【ウ】標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ＜ 多数該当 : 44,400円 ＞
【エ】標準報酬月額 26万円以下	57,600円 ＜ 多数該当 : 44,400円 ＞
【オ】低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ＜ 多数該当 : 24,600円 ＞

※高額療養費は、月ごと・人ごと・医療機関ごと(入院・外来・医科・歯科別)で算定します。

※差額ベッド代などの健康保険適用外分、入院時の食事負担額等は高額療養費の対象となりません。

※70歳から74歳までの方の自己負担限度額の変更はありません。

計算例) 医療費 100万円の場合

改正前(現在)

【A】上位所得者	①自己負担限度額	155,000円
	②付加金	125,000円
	③最終的な自己負担額	30,000円
【B】一般所得者	①自己負担限度額	87,430円
	②付加金	57,000円
	③最終的な自己負担額	30,430円
【C】低所得者	①自己負担限度額	35,400円
	②付加金	5,000円
	③最終的な自己負担額	30,400円

改正後(平成27年1月1日以降)

【ア】標準報酬月額 83万円以上	①自己負担限度額	254,180円
	②付加金	224,000円
	③最終的な自己負担額	30,180円
【イ】標準報酬月額 53万円～79万円	①自己負担限度額	171,820円
	②付加金	141,000円
	③最終的な自己負担額	30,820円
【ウ】標準報酬月額 28万円～50万円	①自己負担限度額	87,430円
	②付加金	57,000円
	③最終的な自己負担額	30,430円
【エ】標準報酬月額 26万円以下	①自己負担限度額	57,600円
	②付加金	27,000円
	③最終的な自己負担額	30,600円
【オ】低所得者 (住民税非課税)	①自己負担限度額	35,400円
	②付加金	5,000円
	③最終的な自己負担額	30,400円

≪ 限度額適用認定証について ≫

法改正に伴い、限度額証の適用区分の記載内容が平成27年1月以降変更になります。このため、12月下旬時点で限度額適用認定証を交付している方については、申請書の再提出を依頼し、申請に基づき新しい限度額適用認定証を交付します。

2、出産育児一時金の額の見直し

出産費用の動向などを勘案して引上げられます。但し、産科医療補償制度に加入している※産科医・助産院での出産の場合は、加算額が出産一時金の引き上げ額と同額が引き下げられるため、変更はありません。 ※H26.11月現在 全体の産科医療機関等の99.8%が加入

出産育児一時金等の額

改正前(現在)

【A】産科医療補償制度加入 の医療機関等での出産	①出産育児一時金	390,000円
	②加算額	30,000円
	③合計	420,000円
【A】以外の医療機関での出産	①出産育児一時金	390,000円

改正後(平成27年1月1日以降の出産)

【A】産科医療補償制度加入 の医療機関等での出産	①出産育児一時金	404,000円
	②加算額	16,000円
	③合計	420,000円
【A】以外の医療機関での出産	①出産育児一時金	404,000円